と得ざる次第實情御了承迄延長の御措置
の實を擧げたる上にて全職工に訓示トスル十四條
の次に十五條の實を代表中山實藏と交渉の
有利なる條件を以て妥協中止要望
制定迄二十日乃至一ヶ月の延長を以て
一致せん意見に基づき期間延長の不可
なる旨を述べ尚各工場に於ける個別訪問
の達もセント絶對者に於ける個別訪問
結果大体各工場内に需要實現期遵
と結束不利なる感ある作業の困難

（協調會勞働課）